

「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長に関する  
意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年9月29日

提出者

細田重雄  
森山健一  
大屋俊弘  
園山繁  
角智子  
須山隆  
加藤勇  
高橋雅彦  
吉野和彦  
大國陽介  
多々納剛人  
坪内涼二

成相安信  
五百川純寿  
中村芳信  
尾村利成  
中島謙二  
平谷昭  
生越俊一  
遠藤力一  
嘉本祐一  
内藤芳秀  
福井竜夫

福田正明  
絲原徳康  
田中八洲男  
白石恵子  
池田一  
山根成二  
岩田浩岳  
吉田雅紀  
田中明美  
川上大  
原拓也

(別紙)

「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長  
に関する意見書

特殊土壌地帯の災害防除と農業生産力の向上については、昭和27年に「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(以下「特土法」という。)」が制定され、その対策が講じられることとなった。

以来、13回にわたる期限延長が図られ、治山、砂防、農地改良など県土の保全や農業生産力の向上に多大な成果を挙げてきているところであるが、特土法は令和3年度末をもって失効することとなっている。

しかしながら、本年も島根県において大きな被害をもたらした線状降水帯や台風などによる集中豪雨が発生したように、近年、台風や局地的な集中豪雨による甚大な災害が発生する中、侵食を受けやすい特殊土壌地帯においては、治山、治水や急傾斜地崩壊対策、道路・農地防災などの事業の必要性が高く、これらの対策を講じることで、住民の安全・安心を確保していく必要がある。

また、特殊土壌の不利な点を補い、収益性の高い農業を効率的かつ安定的に展開していくための農用地整備など、農業生産力の向上に必要な事業も依然として残されている。

よって、国におかれては、災害の多発や農業の生産性に不利な面があるなど、特殊土壌地帯の厳しい実情を御賢察の上、特土法の期限を延長されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
農林水産大臣  
国土交通大臣

【令和3年9月29日原案可決】